

公募研究規則

(平成 25 年 5 月 17 日制定、平成 25 年 10 月 9 日改定、平成 27 年 6 月 29 日改定、平成 29 年 1 月 29 日改定、平成 30 年 1 月 21 日改定、令和 3 年 9 月 5 日改定)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）で定められた学術委員会による公募研究（以下、「本公募研究」という）について定める。

（目的）

第 2 条 本公募研究は、緩和医療の質を向上させることを目的とする。

（審議と採択）

第 3 条 申請書類は学術委員会の委員により審議され、委員会の合議によって採択候補を決定し、理事会にて正式に採択される。なお、学術委員会にて、本学会において当該研究に関する倫理審査を行う必要があると判断された場合には、別途、倫理・利益相反委員会にて倫理的側面に関して審議することとする。採択条件としては、本法人の会員により申請されたものであり、緩和医療の発展に寄与し、研究申請者の育成の点において有用なもの、具体的なプロトコールが「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則って計画されているもの、4 年間で研究が終了する見込みのあるもの、研究を遂行するのに必要な研究組織を構築することができるものとする。本条の手続を経て採択された研究（以下、「本研究」という）の筆頭申請者（以下、「本筆頭申請者」という）は、第 4 条に基づく研究費交付日から 3 年間は、本研究とは別の研究について、筆頭申請者として本公募研究への採択を申請することができない。

（研究費と契約）

第 4 条 本研究につき支給する公募研究費（以下、「本研究費」という）は一件 400 万円以内とする。本研究費の支給方法の詳細、用途の制限等については別にこれを定め、それに基づき本法人と本筆頭申請者のあいだで契約を締結するものとする。当該契約違反があった場合は、本筆頭申請者は、本法人に本研究費を返還しなければならない。本研究費の執行状況については年度ごとに学術委員会に報告し監査を受けるものとする。研究費の助成は 4 年間で終了とし、研究終了時の未消費分は返金するものとする。

（研究報告の義務）

第 5 条 本研究の結果は、本研究費の支給開始年度の 4 年後の本法人の学術大会もしくは査読のある学術雑誌にて発表することを義務とする。本研究の筆頭申請者は、年度末毎に研究の進捗状況を学術委員会に報告する。

（研究費の改廃等）

第 6 条 本公募研究の廃止及び改変は、理事会の議決による。

（規則の変更）

第 7 条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。